

## 環境研究開発推進プロジェクトチーム運営要領（案）

平成 15 年 4 月 10 日

環境研究開発推進プロジェクトチーム

## （プロジェクトチームの運営）

第 1 条 重点分野推進戦略専門調査会環境研究開発推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」と呼ぶ。）会合の議事手続その他プロジェクトチームの運営に関しては、法令、総合科学技術会議運営規則及び重点分野推進戦略調査会運営規則に定めるもののほか、この運営要領の規定するところによる。

## （プロジェクトチーム座長）

第 2 条 プロジェクトチーム座長（以下「座長」と呼ぶ。）は、プロジェクトチームの事務を掌理する。

- 2 座長がプロジェクトチーム会合に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する総合科学技術会議議員又は重点分野推進戦略専門調査会の専門委員が、その職務を代理する。

## （構成員の欠席）

第 3 条 プロジェクトチーム会合構成員（以下「構成員」と呼ぶ。）がプロジェクトチーム会合を欠席する場合は、代理人をプロジェクトチーム会合に出席させることはできない。

- 2 プロジェクトチーム会合を欠席する構成員は、座長を通じて、当該プロジェクトチーム会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

## （審議内容等の公表等）

第 4 条 座長が適当と認めるときは、プロジェクトチーム会合を公開できるものとする。

- 2 プロジェクトチーム会合を公開しない場合は、座長又は座長の指名する者は、プロジェクトチーム会合の終了後、遅滞なく、記者会見等適当な方法により、当該プロジェクトチーム会合の審議の内容等を説明することとする。
- 3 座長は、プロジェクトチーム会合における審議の内容等を、議事録の公表

その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

- 4 前項ただし書きの規定により審議の内容等を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(プロジェクトチーム分科会)

第5条 プロジェクトチームに、環境分野の重点課題毎に、構成員を座長とする分科会を設ける。

- 2 分科会座長の任期は1年とし、再任は同一の分科会に限ることとし、2回を限度としてこれを認める。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームに関し必要な事項は、プロジェクトチーム座長が定める。